

## 視聴覚障害者等向け放送に関する研究会（第3回）議事要旨

1 日時：平成29年11月16日（木）9:30～11:00

2 場所：ベルサール六本木コンファレンスセンター ルームA

3 出席者（敬称略）

（1）構成員等

高橋 紘士（座長）、中邑 賢龍（座長代理）、石橋 大吾、伊藤 加寿子、神田 聖治、  
近藤 則子、貞包 史明、佐藤 秀一、新谷 友良、園田 義忠、田中 豊、寺島 彰、  
中村 敦史、二階堂 義明、二瓶 浩一、本間 祐次（代理）、正岡 高子、三上 八州志、  
三宅 隆、山崎 友賀、渡辺 哲哉

（2）総務省

山田情報流通行政局長、鈴木総務課長、湯本放送政策課長、三田地上放送課長、三島衛  
星・地域放送課企画官、吉田地域放送推進室長、入江地上放送課課長補佐、井戸地上放  
送課課長補佐、岡本地上放送課主査、大山地上放送課事務官

（3）オブザーバー

谷口 雄介（内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（障害者施策担当）付参  
事官補佐）（代理）、村山 太郎（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立  
支援振興室室長補佐）

（4）議題3の説明者

株式会社アステム 取締役常務 佐藤 至

（5）議題4の説明者

字幕付きCM普及推進協議会 運営委員 河野 宙

4 議事概要

（1）開会

（2）議題1 第2回会合における追加意見及び宿題事項

・事務局より、資料1、2に基づき第2回会合における追加意見及び宿題事項について説明

（3）議題2 利用者の立場からの御意見

・欠席の岩下構成員に代わり、事務局より、資料3に基づき利用者の立場からの御意見につ  
いて説明

（4）意見交換（第一部）

○石橋構成員

・前回会合で三菱電機、パナソニックから、ユニバーサルデザイン、アクセシビリティへの  
配慮として発表があったが、実際には「全ての人に対する」という考え方になると理解し  
ている。視覚障害者関連が多いのかもしれないが、私どもが以前から要望しているアウト  
スクリーンができるのか、字幕の大きさの機能の選択ができるのかどうか、伺いたい。

○山崎構成員

- ・現在、当社のテレビにはアウトスクリーンの機能がついていない。字幕の大きさ、表示の仕方についても、併せて関係部署に持ち帰って話をしたいと思う。

○田中構成員

- ・当社の製品もアウトスクリーンの機能は、現在搭載していない。18年度中の開発予定も、今のところ入っていない。ただ先程言われた通り、ユニバーサルデザインとして全ての方に使い勝手が良くなるよう研究開発を進めているので、ご理解いただきたい。

○高橋座長

- ・その機能がついていないのはコストの問題なのか、技術の問題なのか。

○田中構成員

- ・技術的には恐らく問題なく可能だと思う。前回の紹介の中でも、発話の4Kヘルツの音声を少し大きめにすることで、高齢の方が聞こえやすくなるという話をしたが、これも今年度開発した新しい機能。順次開発している中で、開発コストと工数の問題で、今のところアウトスクリーンが計画に入っていないとご理解いただきたい。

○高橋座長

- ・逆に言うと、消費者の側からの要望が大きいかどうかというのもあると思う。

○新谷構成員

- ・私の質問について資料2で回答いただいたが、対象時間外の字幕付与について、一定の基準はあるのか。それとも、この番組にはすぐ字幕を付けるという判断を放送局がその都度されているのか。例えば緊急災害が発生したら字幕を付与するという一定の基準はお持ちなのか。
- ・時間外であっても、生字幕を付けるためのスタッフは常駐しているのか。

○三上構成員

- ・NHKの場合、基本的に深夜時間帯は再放送が多い時間帯で、再放送の収録番組は字幕のついたものが多くある。この時間帯に、7時から24時の時間帯と別の基準を設けているわけではない。この時間帯は、字幕スタッフは基本的に局内には常駐はしていない。特別な基準はないが、国民の生命・財産に影響があるような緊急事態が生じた場合には、時間帯に関わらず必ず字幕付与に対応するようにしている。スタッフは常駐ではないが、連絡は常に取れるように緊急連絡網等を整備して対応している。

○二階堂構成員

- ・民放、特にテレビ朝日の取組として発言したい。まず対象時間外に関しては、各社同じだと思うが、例えばオリンピック中継や大型のスポーツ中継番組には基本的には字幕を付けている。また深夜帯は、ローカル時間帯として各社ネット番組は取ってないという状況だが、地方局でも放送する頻度が高い番組にはなるべく字幕を付けてローカル局の字幕付与の向上に努めている。
- ・生字幕のスタッフは、対象時間外は恐らく各社とも常駐していないと思う。ただ、去年の熊本地震のように緊急事態が起きた場合には、速やかに出社して対応するという状況を整

えている。

#### ○三宅構成員

- ・ 2点発言したい。1点目が、外国人や変声された音声に関する吹き替え対応について、原音が聞き取れず残念だったという意見があったと紹介いただいたが、吹き替えの音だけを流してほしいということではなく、場合によっては原音と吹き替えを同時に流せるような形、あるいは原音を流しつつ同時に字幕を読むという形で対応してもらえないかということをお願いしたい。原音が聞き取れず困ったという方は、恐らく表示されている字幕に関して情報は得られていると思う。我々は全て音声によって情報を得ているので、何か対応をお願いしたい。
- ・ 2点目は、前回の研究会でも岩下構成員からご意見があったが、受像機で解説放送のモードを保つ仕組みの可能性について教えていただきたい。

#### ○三上構成員

- ・ 前回ご説明したことと重なるが、外国人の音声について、基本的な情報は伝わらなければならないが、一方で、しゃべっているその文意だけが必ずしも情報ということではなく、口調や、特に翻訳の場合は訳しきれない部分のニュアンスまで聞き取りたいという要望がある。
- ・ 同時に2つの音声を、というご要望については、1つの音声のトラックの中に2つの音声を混ぜると、両方が聞き取りにくくなるという欠陥がある。この部分だけピンポイントで副音声を流れるようにするのは、技術的にかなりハードルが高い。あらかじめこれが副音声の特定のチャンネルを生かす番組だということを設定してから編成するので、その部分だけ副音声を流すことは厳しい。同時に2音声というのは、今後の技術的な研究に委ねなければならないという状況。

### (5)議題3 情報通信技術動向

#### ○資料4に基づき、株式会社アステムから説明

- ・ 私共は専用受信機をテレビに接続することで、聴覚障害者、また一部視覚障害者の方に対して、IPTV を用いた「目で聴くテレビ」という、字幕、手話、独自放送が受信できるサービスを多重化でない付与の形で実施している。この専用受信機は厚生労働省の日常生活用具の給付対象機器である。
- ・ 「目で聴くテレビ」は、阪神淡路大震災の後、テレビから手話がなくなった経験を元に、聴覚障害者の方々と衛星通信事業者、私共で立ち上げた衛星通信の放送局である。
- ・ 最大の特徴は、字幕、手話、音声解説がない番組に、他の媒体を使って字幕や手話を送り、同一画面上で視聴いただくもの。開局当時は、この他媒体は衛星通信で行っていたが、今年から IPTV で送っている。
- ・ この方式が ITU でユースケースとして紹介され、評価いただき、IPTV H. 702 という形で2年前に勧告化された。国内でも JT-H. 702 として IPTV-STB で標準化技術として確立している。この方式と地上波を組み合わせることで、字幕のオンオフ、大きさ、色、位置、音声解説のオンオフが自由に利用者のリモコン操作で変えることができるというのが最大の特徴である。IPTV の特徴を生かすことで、地方局や設備を持たない放送局に対しても IPTV 側からサービスを付与できるのが特徴である。
- ・ 標準化技術であるため誰でもこの技術を使うことができることから、ITU-T と国際パラリンピック委員会から、ITU-T 賞をいただいた。

- ・この仕組みを考えた理由は、放送における多重化という送り方の問題がある。多重化は制約が多いと考えている。乱暴な例ではあるが、この PC 画面が受信者のテレビの画面、総務省が放送局とすると、映像は総務省から PC 画面に来るが、字幕と手話と音声解説の場合、1台の車に乗って来ないと画面上で表示、再生されない。しかも車には座席位置が決まっているので、座るところを間違えればそれでダメとなる。手話に関しては、総務省にたどりついて手話は大きいから車に乗れない、というのが今の多重化における手話放送の現状だと思う。IPTV を使うと、原理的に、同じ車に乗らなくてもよいことになっている。しかも、IPTV の規格の中で、この番組に対してどこへ行けばよいのか、ルールが定められている点が最大の特徴だと思う。

#### (6) 議題4 字幕付き CM の普及推進

##### ○資料5に基づき、字幕付き CM 普及推進協議会から説明

- ・平成 26 年に総務省検討会の提言で、日本アドバイザーズ協会、日本広告業協会、日本民間放送連盟の3団体が連携する場を作り、引き続き検討などを行うことが必要とされたことを受け、3年前に CM 字幕普及を目的として当協議会が設立された。
- ・字幕付き CM は、広告主の企画によって制作され、完成した CM 素材が広告会社より放送局に搬入される。そして内容をチェックし、CM バンクへの登録などを行って送出する流れである。3者の密接な連携と協力が不可欠である。
- ・協議会の活動について、1つ目は実務担当者によるワーキンググループの設置がある。本年2月に設置し具体的な検討を行っている。2つ目は字幕付き CM セミナーを開催している。最近では6月に名古屋で開催し啓蒙を図っている。3つ目は、聴覚障害者団体との意見交換会で、直近では9月に開催した。3団体のウェブサイトを通じた意見の受付も昨年9月より行っている。また、各団体のウェブサイトなどでは情報や動画などを掲載している。
- ・字幕付き CM の現状は、3年前に制定した字幕付き CM 素材搬入の暫定基準を元にトライアルを実施している段階。在京テレビ5社が1社提供枠を中心としてやっているが、少しずつ複数社提供枠に拡大しており、着実に取組が広がりつつある。
- ・さらなる普及へ向けて、協議会としては、引き続き実務者ワーキンググループでの検討を進めるとともに、セミナー等を通じて広告関係者の意識向上を図っていく。今後も3団体が密接に連携、協力しながら、字幕付き CM のさらなる普及促進に向けて取り組んでいく所存。

#### (7) 意見交換(第二部)

##### ○田中構成員

- ・三宅構成員からの先ほどの質問2点目の、電源をオフにしても解説放送の設定をそのまま残して欲しいというご要望について、技術的には可能だが、残した場合、逆に意図せずその設定になってしまった利用者が解除の仕方がわからないという場合もあり、そのようなケースを防ぐために電源をオフした時には元の設定に戻るよう設計している。これはどちらかという利便性のある方とお困りになる方のトレードオフを勘案した上での製品仕様だとご理解いただきたい。

##### ○近藤構成員

- ・IPTV によるシステムは、いくらで、どこに行けば入手できるのか、これに対応する端末が実現する可能性はあるのか。

#### ○株式会社アステム

- ・価格については、値段が妥当かなどいろいろな意見があると思うので、この場での即答は控えたいが、放送局が設置する設備と比較すると、恐らく 10 分の 1 程度の非常に安価な価格でできると思う。地方局で設備がないという場合は、基本的に一切の費用は地方局にはかからないし、キー局にも一切お金がかからない。IPTV の仕組みを使う場合は、その規模に応じて多少違いがあるが、放送と比較すると 10 分の 1 か、それ以下だと思う。
- ・受信機は、このようなものが必要だ、欲しいという方が増えれば増えるほど、製品が作られるのが市場の原理。会社としては危機感を覚えるが、まずは広がるのが大事なので、IPTV で字幕や手話がつくなら買おうという声が高まれば高まるほど、安価な受信機が出ると期待している。

#### ○新谷構成員

- ・IPTV システムの技術的な有効性は十分わかっているが、字幕、手話の番組リソースの作り方についてのアイデアはあるのか。結局、字幕がついていない限りは、いくら IPTV が普及しても字幕は出てこない。誰かが素材を作らなければならない。

#### ○株式会社アステム

- ・今回の IPTV の仕組みは、遠隔支援ができるのが最大の特徴。放送局に行かなくても、字幕や手話は作ることができる。例えば聴覚障害の分野では、全国に聴覚障害者の情報提供施設やボランティアで字幕制作されている方々がいる。その方々と県レベルで力を合わせて字幕を作るという可能性はあると思う。音声解説に関しても、点字図書館等で読み上げをやっている方がいるので、そういう方々と県単位で連携していくことは十分に可能だと思う。例えば、車いすの方々が在宅で字幕入力したり、音声解説を制作したりすることは、就労支援の立場からも、働き方改革という点からも、十分アプローチが可能だと思う。そういう可能性は各地方といろいろ話をしながら、モデル的にやっていく中で、サービスに対する品質の保障、音声解説のわかりやすさも検証しながら進め、大きなインフラを作っていけると考えている。

#### ○高橋座長

- ・この IPTV も含めて、研究会で紹介された新しい技術を具体的に使えるようにするためにはインフラが必要。これはある種の社会システム。この社会システムは、営利的な形で組織するアプローチと、非営利的、あるいはある種の社会ノーマライゼーション等、様々な価値を体現してそれを組織化する部分と、いろいろな組み立て方があるので、いろいろな場でこの議論が進むことを期待したい。

#### (7) 議題5 報告書骨子(案)について

##### ○資料6と7に基づき、事務局から報告書骨子(案)について説明

#### (8) 意見交換(第三部)

##### ○寺島構成員

- ・先程の IPTV とセカンドスクリーンのシステムは、同時に成り立つものなのか、それとも別のものなのか。日本はガラパゴス化をすることがしばしばあり、国際規格のことを考えれば、選ぶ道はどちらがいいのか。技術的なことと国際的な動向から見て、どうしたらいい

いのか。

○株式会社アステム

- ・ IPTV とアウトスクリーンの関係では、IPTV の画面構成と地デジのデータ放送の画面の作りは、原理的には非常に似ている。仕組み的にも、IPTV の国際規格は日本の地デジ方式の、電波でない IPTV 上に日本の地デジ方式を載せたらこうなるという形で国際標準化されたものが H. 762 と 702 になる。したがって、日本の地デジ方式と IPTV は親和性が高いと言える。
- ・ IPTV 上で実現している字幕や手話については、基本的に字幕・手話の画面を重ねる、パソコンのように画面を組み合わせるという考え方に立っているため、テレビにおけるアウトスクリーンも同じ作り方としてできるというのが原理的な点だと考えている。あとはメーカーがその画面上に組み合わせる仕組みをどのように設計しているのか、多少設計思想の問題はあるが、IPTV もアウトスクリーンも今のデジタルテレビでは技術的には同じところに立っていると言えると思う。なお、今用いた「セカンドスクリーン」というのは、一つの画面の中に画面が合成されているという意味。

○三田地上放送課長

- ・ 報告書案の中の「セカンドスクリーン」は、例えば、テレビ画面で映像が出て、字幕をスマートフォンで見ることができるといったようなイメージで用いている。

○高橋座長

- ・ いろいろな技術的可能性と標準化と、それぞれ放送事業者としての責任範囲、ハードメーカーの責任範囲、それをソフトで運用する主体、いろいろなステークホルダーがいるので、報告書の中で整理をしながら方向性をまとめていくことになるだろうと思う。
- ・ ここではやはり、指針の話が重要。これは放送事業者と利用者との間でどう調整していくかがメインになる。同時に、様々な機会や可能性はいろいろな形で開かれているので、もう既にお示しした通りではあるが、報告書にも記載し関心を持つと同時に、それに対する取組を促進する環境を作っていくという役割がこの報告書にあると理解している。

○株式会社アステム

- ・ 少し補足したい。例えば ARIB の ISDB-T 等、放送規格の運用上メーカー側がやろうと思ってもできないことと、技術的に困難であることと、実際に手話、字幕、音声解説のソフトを作るのが困難という、その3つの要素が複雑に交錯していると思う。そのことをユースケースとしてできるという点で、今回 IPTV を一つの事例として紹介した次第。

○高橋座長

- ・ 技術的な可能性をどのように絵に描くかは、それがどう選択されて成長していくかという課題なので、あらゆる技術の世界で扱いが難しい。ここではいろいろな可能性を提示することが大事だと思う。

○新谷構成員

- ・ 報告書の原案でも、字幕付き CM は、普及推進協議会で「引き続き推進するための検討が進むことが期待される」となっているが、ここは行政によるガイドラインはなじまない、逆にそうすると普及にブレーキかかるとお考えか。例えば、最近見た TBS 9 時からの「陸

王」という番組で、東芝のCMには字幕が付いているが他のスポンサーのCMには字幕がついてない。あの番組帯は、以前複数のスポンサーが字幕を付けていたと思うが、ゴールデンタイムで東芝しか付けてないのは、CM字幕の勢いが少し落ちているという危惧を持っているが、どうか。

○字幕付きCM普及推進協議会

- ・CM字幕の実績は増えてきており、スポンサー側も非常に前向きに考えを進めていると認識している。

○高橋座長

- ・字幕付きCMはユーザーフレンドリーな商品であることの一つの配慮、合理的配慮の一つであり、自主的な判断で伸びていくのが健全ではないかと思う。

○三宅構成員

- ・報告書案で、緊急速報を含む災害関係については、テロップ表示のみではなく何らかの伝える仕組みがあるのが望ましいという記載になっているが、それに加えて、速報等のテロップ表示されているものについても、何らかの対応をしてもらいたいと第1回研究会で意見を出した。これに対する可能性を何か考えられないかと思うが、いかがか。

○三上構成員

- ・緊急速報については、基本的には今のテレビの規格で、本線の音声をつぶすことなく別の音声を乗せることができない。また、その時だけ副音声が生きるような仕組みは難しい。速報が出た際に、それが国民の生命・財産に関わるようなものであれば、生放送中であれば、その担当の放送の責任者がその速報について触れるし、収録番組であれば、中断して特設ニュースを組んでお伝えするという形の対応をしている。技術的な可能性は今後の研究の課題であり、今のところ説明できる材料はない。

○三宅構成員

- ・現状の技術では難しいということなら、せめて今後の課題として可能性を追求しなければならぬということを報告書に盛り込んでいただきたい。

○高橋座長

- ・事務局と調整し、こういう要望があったということは報告書に記述することになるかと思う。一方で、放送事業者としての考え方があることも現実なので、それを含めて検討させていただきたい。

○石橋構成員

- ・これまでの検討会でも発言したが、地方との情報格差がある。字幕付きがあつたり、字幕付きがなかったり、地域ごとの格差もある。その中で、この情報格差をなくしていく、全国一律にしていく必要があると考える。格差をなくしていくのだという姿勢を見せるのが、報告書の役割の一つではないか。
- ・情報アクセシビリティについては、国連の障害者権利条約でも明記されており、日本政府も批准しているものである以上、その姿勢を明らかにしていく必要があると思う。また、手話は言語であるということもはっきりと掲げてある。日本政府もそれを批准しているの

で、手話言語に関わる放送アクセシビリティを明確に強くはっきりと示していただきたいと思う。これは強く私どもの方で要望させていただきたい。

#### ○高橋座長

- ・これも事務局と調整しながら検討していきたい。
- ・最終的な報告書にしていく上で、いくつかペンディング部分が残っているが、これについては具体的な行政指針として作らなければいけない部分があるので、方向づけ、方向性を提示する必要があるかと思う。事務局として、とりわけ現時点で※印となっている部分についてどのように考えているのか、発言をお願いしたい。

#### ○三田地上放送課長

- ・先程、資料6の説明の際に、※1から※5の部分について、空白になっているところをご議論いただき、書き込んでいく必要があるのではないかと申し上げた。本来であれば、各構成員にご議論いただき整理していただくべきことと思うが、ただいま座長からご指示いただいたので、ひとまず事務局からコメントさせていただく。
- ・※1は、総務省が定める普及指針の字幕付与の対象時間についてどうするかを記述する部分。現行の指針では、7時から24時までの17時間とされている。資料7の1ページのとおり、7時から24時以外の時間でも一定の方が視聴されている時間帯があることがわかりただけかと思うが、一方で、字幕付与そのものが目的ではなくて、字幕付与により視聴者の利便性が高まることが本来の目的なので、字幕付与には放送事業者にも相当の負担がかかることを踏まえると、やはり視聴者の多い時間帯に付与するのが望ましいということも考えられるかと思う。そういう意味では、資料7の1ページの時間帯別世帯視聴率を参考に、例えば今の17時間を1時間程度増やし、18時間にするというようなことも考えられるのではないかと思われる。
- ・※2は、ローカル局の字幕の目標に関する記述が入るべきところである。現行の指針はローカル局の字幕の目標について数値目標がなく、「できる限り」となっている。具体的な数値、下限の数値を書き込む場合には、資料7の2ページで説明したとおり、現在の指針の対象時間17時間ベースで見ても80%未満という事業者が半分以上、70%未満も相当いるという状況である。そこで、系列ローカル局について、例えば80%以上というような目標の数値を書き込むということも考えられるのではないかと思う。なお、対象時間を17時間から18時間に1時間拡大するということを前提に、80%という数字を書くということであれば、単純に割り戻すと、 $80\% \times 18/17$ で、85%に相当するということになるかと思う。
- ・※3は、解説放送の目標に関する記述が入る部分である。解説放送の拡充の必要性は、この研究会でもご意見をいただいているが、解説放送も放送事業者の負担は大きいという意見があった。先ほど、資料7の3ページで、解説放送の現状についてご説明させていただいたが、この実態を踏まえると、現行の指針はNHK総合やキー局等については10%とされているところ、これを15%に引き上げるということも考えられるのではないかと思われる。ローカル局の解説目標については、現行指針では定められていないが、何か一歩前進するような工夫をするということ、この数値で良いかというのはあるが、例えば努力目標として10%というような数値も考えられるのかもしれないと思う。
- ・※4は、手話放送についての記述が入るべきところである。現行の普及指針は手話放送について数値目標がない。先程もご要望があったが「とにかく数値目標を」というご意見があったかと思うので、検討が必要ではないかと思うが、一方で放送事業者からは「現時点

では数値目標は立てられない」というご意見もあったかと思う。資料7の4ページのとおり、ローカル局以外のNHK総合やキー局、準キー局等の数値からも、ほとんど手話放送の実績がない事業者の方がいるという状況になっている。このまま数値目標を設けないと、現実としてなかなか手話放送が普及しないのではないかと、ということも考えられると思う。ただ、目標の設定に当たっては、現状を踏まえたものである必要があるだろうと思うので、例えばNHK総合とキー局、準キー局等だけでも、手話放送の目標の数値を設定することが考えられるのではないかとと思われる。例えば、資料7の4ページのグラフを参考に、週平均15分以上という目標とするということも、一つの考え方としてはあると思う。

- ・※5は、衛星放送についての記述が入る部分である。現行の指針では、字幕放送も解説放送も、「できる限り目標に近づく」とされている。前回会合では、放送事業者の方から、来年12月から開始される4K実用放送での字幕付与率50%以上というご発言があったかと思う。衛星放送については、専門チャンネルなどは別としても、例えば、資料7の5ページ、民放キー局系BS事業者5社と書いているが、このような事業者については、4K放送に限らず、通常の放送についても50%以上付与することを目標とする、というような考え方もあるように思われる。解説放送については、ほとんど実績がないという状況なので、目標を書くべきか否かというのは難しいところではあるが、何らかの具体的な努力目標的な数値を設定するという考え方もあるかと思う。
- ・なお、この新たな指針は、先程の資料6の説明の際に申し上げたように、これまでと同じく10年間の目標として定めることにしてはどうか、と考えている。したがって今申し上げた数値は、2027年度までの目標という意味での数値とお考えいただきたい。

#### ○高橋座長

- ・恐らく理念、これは先程から出ている障害者のコミュニケーション保障については条約ができたので、それを踏まえて原則を考え、しかし一方で現実があるので、その中でどう折り合いをつけるか。現実を一步でも理念に近づけていくために、10年間のこの指針は非常に大きな役割を果たしてきたし、先程のCM協議会もそうだが、これを検討して進めるための組織化が進み、かつ障害当事者のいろいろなご意見をうかがいながら進めていこうという仕組みができたということが大変重要。逆にそのことに応じて、いろいろな技術開発も可能性として進みつつある。
- ・一方で、大変なリソースを必要とすることでもある。その中で、この後10年どういう形で進めていくか。確か前回24年度の検討時は、ちょうどデジタル化移行の真最中だったと記憶しているが、そういう意味ではなかなか議論がスッキリいかなかった。その時よりは環境は非常に熟しているという印象を持っているが、その中で、次回会合で、この議論をさらに深めて合意を取るような形に進めたいと思う。
- ・今日は議論の時間がないので、先程の事務局の説明も含めて、いろいろなご意見を事務局にお寄せいただき、事務局として具体的な成案を提案できるまで、ご相談しながら漕ぎ着けたいと考えているので、持ち帰っていただいてご検討いただきたい。お寄せいただく意見を基に、事務局で次回会合までに報告書案に数値目標を含めて記載し、次回会合で議論したい。先程申し上げたように、現実と理念をどう折り合わせるかという作業なので、建設的な方向でこの議論が進むことを期待している。

#### (9) その他

- ・事務局から追加意見については、平成29年11月22日（水）までにメール等で事務局まで提出してほしい旨の連絡があった。

- ・また、事務局から、次回会合は12月14日（木）15時からの開催を予定している旨連絡があった。

(10) 閉会

以上